

### 議事日程第3号

令和2年12月11日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の審査及び採決 13件

議案第84号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について

議案第85号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第86号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第87号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第88号 令和2年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第89号 令和2年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第90号 御嵩町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第91号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第92号 地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第93号 指定管理者の指定について

議案第94号 指定管理者の指定について

発議第2号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

発議第3号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

日程第3 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 2件

総務建設産業常任委員会付託事件 2件

請願第1号 洞自治会 可児市兼山字古城山地内他 20ヘクタール余の広大な太陽光発電開発事業計画に反対する請願書

請願第2号 山田自治会 可児市兼山字古城山地内他 20ヘクタール余の広大な太陽光発電開発事業計画に反対する請願書

日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（1名）

9番 加藤 保郎

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 須田 和男
民生部長 加藤 暢彦	建設部長 伊左次 一郎
企画調整 担当参事 中井 雄一郎	教育参事兼 学校教育課長 山田 徹
総務防災課長 各務 元規	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 渡辺 一直	亜炭鉱廃坑 対策室長 筒井 幹次
税務課長 金子 文仁	住民環境課長 石原 昭治
保険長寿課長 大久保 嘉博	福祉課長 小木曾 昌文
農林課長 高木 雅春	上下水道課長 鍵谷 和宏
建設課長 早川 均	会計管理者 可児 英治
生涯学習課長 古川 孝	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中村 治彦	議会事務局 書記 大脇 敬之
--------------	-------------------

### 開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく  
お願いします。

---

### 会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 清水亮太君、2番 福井俊雄君の2名を指名します。

---

### 議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第2、議案の審議及び採決を行います。

まず最初、議案第84号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）についてを議題と  
します。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

補正予算書の歳入ですが、12ページにあります法人事業税交付金というのが今回補正で上  
がってきて、来年度からは款6ということで歳入のほうに上がってくるわけですが、こ  
の件についてちょっともう一度御説明をお願いいたします。

議長（高山由行君）

総務防災課長 各務元規君。

総務防災課長（各務元規君）

それではお答えいたします。

今までの市町村の法人住民税の法人税分というのは、税変動があつたりとか遍在性が大きく

て不安定であると。そこで、県のほうに入ってくる税収の安定化が図られている法人事業税の交付金を市町村に交付することで市町村財政を安定化させるという目的の趣旨で創設された交付金ですので、よろしくお願いいたします。

### 議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 奥村悟君。

### 3番（奥村 悟君）

それでは、大きく3点についてお伺いしたいと思います。

まず補正予算書の12ページですが、雑収入ですけれども、省エネルギーの投資促進に向けた支援補助金1,328万7,000円という補正でございますが、これは聞いておりますが、中公民館の空調設備の補助金ということで補助率3分の1ということ聞いておりますが、当初予算の工事費が6,260万円という金額でしたが、この金額よりかなり安く、低入札で落札されたということで伺っておりますが、この実際の補助金1,300万円は確定で変わらないでしょうか。それから、最終的にはどうなるのかということと、その辺のところをお聞かせください。

それからもう一点ですが、同じく補正予算書の14ページ、総務管理費基金費のふるさとみたく支援基金の積立金4,000万円ということで、かなり寄附金が集まっているということで4,000万円の補正があるわけですが、例年、1,000万円から800万円ぐらいの使途で当初予算に繰入れがされているわけですけれども、今年度は相当な基金の積立てになります。来年度の使途はどのように考えておられるのかということと、私が思うに、寄附者からの思いから言えば、長く積み立てておくのは、早い段階で使途を決定して執行していくのが当然のことかなあというふうに思います。その使い道を毎年予算に反映しておられると思いますが、各5つの事業がありますが、その5つの事業を個別の事業に分けて、その事業と金額を決められていると思いますが、どのように決められているのかと。

あと、寄附金の使い道なんですけれども、町長が指定した事業として寄附金の使途をとというのがありますが、例えばそれを新型コロナウイルス感染症対策の支援に使うことはどうかなというふうに私は思っていますが、例えば医療機関へのマスクの配付だとか消毒液の配付、そういったことも考えてはどうですかという、この3点ですね。

それから同じく25ページ、給与明細書ですが、ここら辺をちょっと教えてください。表でいきますと期末手当は25万円ほどの減額になっております。勤勉手当は増減なしということなんですけれども、人事院勧告だと思いますけれども、去年は勤勉手当が0.05か月分引上げで560万円ほど増額になっていまして、今年度は勤勉手当のほうで0.05か月分引下げというこ

とで 25 万円ということで、3 年前と同様の数字になったということなんですけれども、同じ率なのに大幅に金額が違うということで、この辺のボーナスが 0.05%カットされたということで、職員も含めて全体でどのぐらいの減額になるのか、これの表だけでは分かりにくいので、その辺のところを教えてください。

以上、大きく 3 点です。よろしく申し上げます。

#### 議長（高山由行君）

まず、12 ページの中公民館空調設備の件。

生涯学習課長 古川孝君。

#### 生涯学習課長（古川 孝君）

おはようございます。

それでは、ただいまの奥村議員の御質問についてお答えいたします。

今回の中公民館の空調設備の補助金ですけれども、室外機や室内機など機械設備のみについて補助対象となるものです。令和 2 年 6 月 30 日までの公募期間ということで、メーカーの見積りに基づきまして交付申請し、その金額に基づいて内示額が出たものを今回補正として上げさせていただいております。

なお、実際の工事にかかった経費を基に実績報告を上げまして、そこで確定した金額で実際に額が確定いたしますのでよろしく願いいたします。

低価格入札になったということもありまして、額が減額される見込みとなっております。以上です。

#### 議長（高山由行君）

2 点目、ふるさとみたく応援寄附金の 4,000 万円の件、この件は奥村議員は 2 件ありましたが、もう一件のほうの寄附金の使途の提案ですけど、それは答えがなかったら別に。

総務防災課長 各務元規君。

#### 総務防災課長（各務元規君）

お答えいたします。

現在、来年度どういうふうにするのかということでしたけれども、現在予算編成中でございます。具体的にまだ詰めておる最中ですので、具体的にどういうものにするということは決めておりません、現段階では。

ただ、もちろん寄附者の意向に沿ってその寄附金は使うというような形で予算編成を進めてまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、新型コロナに使ったらというお話がありましたが、現在、新型コロナが終わったわけではございません。当然、国もこの政策を続けていく中で、今年度も大量な交付金が来ま

した。来年度も、きっとそういったものがあるんであろうというふうに予測をしております、まだ確定ではございませんが。そういったものがありますので、まずは優先的に国の政策に基づいて新型コロナ対策をやっていこうと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。以上です。

**議長（高山由行君）**

3番、25ページの手当の件を。

企画課長 山田敏寛君。

**企画課長（山田敏寛君）**

それでは、25ページの期末手当の件につきましてですけれども、今回の0.05月分の減だけの要因に絞りますと、この一般職分で約220万円の減額ということになります。

それに昇任・昇給や10月対応など、それらの要因で生じました当初予算の見込みとの誤差を科目ごとに精算しますとこの25万円の減額ということになりますので、よろしくお願いたします。

**議長（高山由行君）**

再質問、よろしいか。

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

5番 安藤信治君。

**5番（安藤信治君）**

私は1点のみ質問させていただきます。

補正予算書の10ページの歳入予算、スマート農業技術導入支援事業補助金、それに関連する補正予算書の20ページ、スマート農業技術導入支援事業補助金881万6,000円、これは県の補助金を宛てたもので同額になっておりますが、営農用機械整備事業補助金、財源は一般財源になると思えますけど、これについて、ふしみ営農組合に補助をするということなんですけど、先日私の近所で農業委員会が中心になって耕作放棄地の解消をやっておられました。熱心にやって、どんどん耕作放棄地を少なくしようということで働いておられます。その中にふしみ営農の方もおられましたし、私の地元である送木の株式会社アオキの青木友誉さんもいろんな事業に参加されて、この解消した耕作放棄地は来年から株式会社アオキの青木友誉さんが耕作されるという話を、これは新聞の記事にも書いてありまして、そういうことになっております。これはコンバインを購入する費用に充てるということなんですけど、コンバインというのは非常にデリケートな機械で消耗も激しく、故障なんかも非常に多いということで、また大変高いということも聞き及んでおります。この補助を出されることに対して何の疑義もございませ

んが、この内容、一体このコンバインなるものは幾らぐらいするものなのか、1台だけなのか、今の機械ですからどのような性能を備えたものであるのかということのを少し説明いただきたいと思ひます。以上です。

**議長（高山由行君）**

農林課長 高木雅春君。

**農林課長（高木雅春君）**

それでは、安藤議員の質問にお答えしたいと思ひます。

今回購入したコンバインにつきましては、2台購入をしております。その2台の費用が約2,650万円ほどになります。約1台1,300万円ほどという計算になってきます。今回購入したコンバインの性能として、新たなものといたしましては、スマート農業に対応したコンバインということで、食味センサーというものがついております。それにつきましては、米粒の水分とかたんぱく質の含有量を測定するようなことができますし、それを踏まえて、仕分して、乾燥の時間とかを変更したりすることができますし、そのデータを基にしまして、次年度の農作業、肥料をどれだけまいたらいいとか、そういうことに役立てることができるようなコンバインということになっております。そのコンバインを利用することで、利用者の作業時間等の短縮が目標せるということになってきていますので、よろしくお願ひいたします。

また、補助金につきましては、県の補助金につきましては事業費の3分の1の補助となっておりますし、町の営農用機械整備事業補助金につきましては事業費の5%ということになっておりますのでよろしくお願ひいたします。

**議長（高山由行君）**

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

**12番（谷口鈴男君）**

ただいまの安藤議員の質問の関連でお聞きしたいと思ひますが、今回、コンバイン2台導入ということですが、このスマート農業技術導入支援事業というのは、これはいつから始まった制度かという。本来なら、そういうものは当初予算で出してくるのが本来の形で、補正予算でこれだけのものが出てきておるといふ経緯ですね。

それからもう一点は、ふしみ営農については今までコンバインを何台も町のほうの補助、国とか県の支援を受けながら、相当、過去5年においても何台も購入しておるんですけども、コンバインの更新、それから稼働時間、そういうものがどういう形で行われておるのか。それから、機械のコンバイン等の、これは故障すればもうどうしようもないんですけども、通常

の整備状況、それから使い古したコンバイン等の償却、こういうものがきちっと行政のほうで把握できておるのかどうか、それからこういう支援事業というのは行政監査の対象になるかどうか、その点だけ教えていただきたいと思います。

**議長（高山由行君）**

農林課長 高木雅春君。

**農林課長（高木雅春君）**

それでは、谷口議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず最初に、スマート農業の支援事業につきましては、平成 31 年 3 月から県が制度を策定しまして、4 月から補助金は支給されております。今回、県では新型コロナウイルス対策事業として、この 6 月の補正予算のときにスマート農業技術導入支援事業にこの補助金を追加させてもらったことによりまして、今回補正で対応するということになってきました。

この事業が実施されるに当たりまして、御嵩町内の認定農業者や農業法人等にこの事業を活用して農業機械が何か欲しいものがあるかということをお聞きさせていただきましたところ、ふしみ営農のほうからお声がありまして、県へ問い合わせ、内示をいただきましたので補助金の交付に至りました。

通常、コンバインの耐用年数は 7 年ということになっておりまして、こちらにつきましては、認定農業者の方につきましては年度ごとに報告をいただいておりますので、経過年数、どのように保管しているか、どのように使っているかという報告は受けているところでございますが、今回の補助金を使うに当たりましては、その辺のところを精査した上で、該当するというところで交付をさせていただいております。

これが行政監査の対象になるかどうかにつきましては、通常の補助金を交付させていただいておりますので、何かあった折には監査の対象になってくるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

**議長（高山由行君）**

12 番 谷口鈴男君。

**12 番（谷口鈴男君）**

これは確認であります。そうするとスマート農業技術導入支援事業制度というのは、これは制度的には平成 31 年度から始まっておると。今回はたまたまコロナ対策等の支援の一環としてコンバインの導入を決めたということですか。コンバインの導入とコロナの対策支援と、どういう関係があるんですか。

**議長（高山由行君）**

農林課長 高木雅春君。

**農林課長（高木雅春君）**

それでは、谷口議員の御質問にお答えさせていただきます。

県の考え方といたしましては、コロナ対策で今回何かしようということでこの補助金を創設しております。その中では、人同士の接触を減らすための省力化機械の導入費用を補助する、そういうことを考えておりますので、コンバインのほうが、県としてはそこでスマート農業というものを使った機械では人同士の接触を減らすための省力化機械に該当するというので、メニューの中に入れて事業を展開されておりましたので、町としてはその事業を活用するに至ったところでございます。

**議長（高山由行君）**

そのほか。

[挙手する者あり]

11 番 岡本隆子さん。

**11 番（岡本隆子君）**

23 ページのB&G研修負担金の件なんですが、これは特別旅費と、その下の負担金と、両方だと思うんですが、B&Gのこの研修の件はよく議会でも話に上がっているものですが、これは管理上置かないといけないとか、次の人材育成という点で予算が組んであると思うんですけども、今回なかったということで減額なんですが、これはまた次年度、研修があればまた研修に出すというお考えでしょうか、お願いいたします。

**議長（高山由行君）**

生涯学習課長 古川孝君。

**生涯学習課長（古川 孝君）**

ただいまの岡本議員の質問にお答えいたします。

今年度も中止であったというわけではありませんでして、当初6月から7月にあった研修が9月に移動になりまして、かつ当初80人ほどの定員で募集しておりましたけれども、15人という形の少人数で、期間もちょっと短くなって開催しました。

今年度、募集はしておったんですけれども、抽せんから漏れたという形になっております。

次年度につきましても、現在、財団のほうからは6月か7月について開催を予定しているということですので、現在、当初予算に計上のほうをさせていただいているところです。お願いいたします。

**議長（高山由行君）**

ほか、質疑ありませんか。

よろしいですね。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 84 号 令和 2 年度御嵩町一般会計補正予算（第 7 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 84 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（高山由行君）

続きまして、議案第 85 号 令和 2 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3 番 奥村悟君。

#### 3 番（奥村 悟君）

1 点だけ教えてください。

4 ページですが、退職被保険者等の療養給付費ということで 1 万 9,000 円の補正がありますが、療養給付費、これは大抵医療費だと思うんですけども、その請求があれば直ちに支給するということになってあると思いますが、国保会計には当初予算で 707 万 2,000 円ほどの予備費があると思いますが、その突発的な必要となる、そういう療養給付費に備えるためのものだというふうに私は思っておるわけですけども、この 1 万 9,000 円の額、これが多いか少ないかということもあろうかと思いますが、この予備費を充用するという考えはなかったでしょうかということと、予算執行の考え方としまして、さっき言いました金額の大小、何十万という金額なのか、1 万円という金額なのかは分かりませんが、そこら辺の大小によるものなのか、

そこら辺の流用とか充用、そういったものをなるべくしないような方針なのか、その辺の2点をお聞かせください。

**議長（高山由行君）**

保険長寿課長 大久保嘉博君。

**保険長寿課長（大久保嘉博君）**

ただいまの奥村議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の請求に対しましては、予備費の充用も考えておりましたが、先ほど支払いまですぐということでございましたけど、今回は支払いまでに期間がありましたので、議会の議決が必要と考え、補正予算での対応を取らせていただいております。

次の、どのように今後というところではございますが、支払いまでの期間等を考慮しながら、今後予備費の充用等も対応を取らせていただくこともあるかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

**議長（高山由行君）**

副町長 寺本公行君。

**副町長（寺本公行君）**

流用ではなく補正予算に上げたという理由は、今課長が申したとおりです。

考え方としては、まずは補正予算です。相談があったときに補正で行けと指示したのは私です。なぜか。過去において、予算の審議、決算の審議において、議会のほうから、時間的余裕があれば流用ではなく補正でということを受けております。そういった指摘を受けた上で、私もよく考えましたけれども、流用であれば事後に議会に報告して承認を受ける、それよりかは事前に補正予算に上げて、皆さんの審議に上げていただく。議会重視という点でも大事なことだと思っておりますので、できる限り時間的余裕があれば補正で上げさせていただきたいと思っております。それは金額の多寡ではありません。

なお、流用する場合、時間的余裕がないということをお申しました。具体的に言えば年度末です。2月、3月、最終の補正が通った後にどうしても必要になった場合、それは予備費の充用、科目間の流用ということを考えておりますので、いろいろと各担当課から相談がありますけれども、そういった考え、一貫した考えを持って対応しておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

**議長（高山由行君）**

副町長、今のお答えありがとうございます。

議会としても当然そのように思っております。できる限り議会のほうに上げていただいて、審議を尽くして決定をしていくという形でおりますので、以降もよろしくお願いいたします。

質疑を続けます。

[挙手する者あり]

3番 奥村悟君。

**3番（奥村 悟君）**

副町長のほうから回答いただきまして、議会のほうとしても、それは議論を尽くすということとは大事ですので、大変そういう決定というのを議会としても当然やっていかないかんということですので、大変いい回答だったと思います。

もう一点だけ、保険長寿課長にお聞きしたいんですが、この1万9,000円の請求のほうは、いつ分かったのかということと、それから支払い期限はいつになっておられるのか、それだけお聞かせください。

**議長（高山由行君）**

保険長寿課長 大久保嘉博君。

**保険長寿課長（大久保嘉博君）**

こちらのほうは、国民健康保険連合会からの請求は令和2年10月末でございました。

支払い期限につきましては、今月末となっておりますので、議会後、支払いできるということで補正予算の対応をさせていただいております。よろしく願いいたします。

**議長（高山由行君）**

そのほか質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第85号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

**議長（高山由行君）**

議案第 86 号 令和 2 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 86 号 令和 2 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 86 号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（高山由行君）**

議案第 87 号 令和 2 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 87 号 令和 2 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（高山由行君）

続きまして、議案第 88 号 令和 2 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

2 番 福井俊雄君。

#### 2 番（福井俊雄君）

ちょっと質問させてください。

先日の第 7 回臨時会で職員の給与条例を改正し、期末手当が 0.05 か月減額したんですけれども、一般会計も補正予算 24 ページ、介護保険も補正予算 7 ページに補正予算給与費明細書があるんですけれども、この水道事業会計と、この後の議案第 89 号になって申し訳ないですけど、下水道事業会計だけ補正予算給与費明細書が掲載されていないんですけれども、この 2 つ、減額補正されないんですか。その質問をお願いいたします。

#### 議長（高山由行君）

上下水道課長 鍵谷和宏君。

#### 上下水道課長（鍵谷和宏君）

それでは、福井議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の補正の中で、今回の手当のカットということ、下がった分について補正しなかった理由ということでございますが、上下水道課職員につきましては、非常に少人数で、また水道事業、下水道事業につきましても、その中での割り振りでやっております。手当につきましては、まだちょっと精査ができておりませんので、今後精査をして、しっかりとその補正なり決算で御説明していきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

[挙手する者あり]

2 番 福井俊雄君。

#### 2 番（福井俊雄君）

当初予算でやられるわけですか。

**議長（高山由行君）**

上下水道課長 鍵谷和宏君。

**上下水道課長（鍵谷和宏君）**

今の福井議員の質問にお答えしたいと思います。

実際、予算といたしましては、今の当初予算の枠内でやっているということでございますので、よろしく願いいたします。

**議長（高山由行君）**

副町長 寺本公行君。

**副町長（寺本公行君）**

今の御質問ですけれども、いわゆる水道も下水道も見ていただければ、人件費の総額は変わっていません。こういった場合は、給与費明細書はつけませんので、当然、人事院勧告の影響は受けておりますけれども、現予算の範囲内で対応はできるということでございますのでお願いいたします。

**議長（高山由行君）**

そのほか質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 88 号 令和 2 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（高山由行君）**

続きまして、議案第 89 号 令和 2 年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 89 号 令和 2 年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 89 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（高山由行君）

続きまして、議案第 90 号 御嵩町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 90 号 御嵩町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 90 号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高山由行君）

議案第 91 号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 91 号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 91 号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高山由行君）

議案第 92 号 地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 92 号 地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 92 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（高山由行君）

議案第 93 号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 93 号 指定管理者の指定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 93 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（高山由行君）

続きまして、議案第 94 号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第94号 指定管理者の指定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（高山由行君）**

ここで暫時休憩をします。再開予定時刻は午前10時とします。

午前9時39分 休憩

---

午前10時00分 再開

**議長（高山由行君）**

休憩を解いて再開いたします。

発議第2号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第2号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（高山由行君）**

続きまして、発議第3号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

1番 清水亮太君。

**1番（清水亮太君）**

3点質問いたします。

1点目ですけど、意見書にある事実婚という文言の中に内縁は含まれますかという点です。

2点目、事実婚の中には、重婚的内縁や同時に複数のパートナーが存在するようなケースも含まれる可能性があります。これらの方の保護も考えていらっしゃいますか。

3点目、御嵩町の不妊治療費助成制度は法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類を必要としており、制度を使う場合は実質的に法律婚であることが必須となっています。この発議との整合性をどのようにお考えでしょうか。

以上3点お願いいたします。

**議長（高山由行君）**

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

清水議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の、内縁関係の方が事実婚に含まれるかということにつきましては、全てではありませんが、含まれる方向でということ、事実婚、内縁という方は法律上入籍をされていない状態の方でありますので、また内縁というような方もいろんなケースがございます。そういった意味では含まれるという方向で、そして2点目、重婚はということでございますが、またこういった場合には、重婚ということはどこかに籍を入れていらっしゃるということでもありますので、重婚は除かれる方向ではないかと思っております。

そして3点目、御嵩町の今の治療の助成との整合性と言われましたけれども、全て今、国のほうの制度に従って御嵩町もされておると思っていますので、今の現状ではきちっとした婚姻関係の方という書類を提出しなくてはいけない状態になっておりますが、それが国のほうで改正されますと、御嵩町もそれに従って行われると思っておりますので、こういった子供が欲しいという

カップルの方を応援する意味で、結婚しているかどうかで差をつけるべきではないという考えに基づいて、このように事実婚ということも取り上げさせていただいております。

これに対しまして、令和2年9月29日に田村厚生労働大臣も事実婚も助成の対象とする方向で検討をするということでおっしゃられていますので、中身については今後きちっと検討されて精査されるものと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

**議長（高山由行君）**

そのほか質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第3号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書について採決を行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

### 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

**議長（高山由行君）**

日程第3、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

総務建設産業常任委員会に付託しました請願第1号及び請願第2号の2件を一括議題とします。また、この2件につきましては同一趣旨の請願のため、一括審議することにします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました2件について、議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、総務建設産業常任委員会委員長より報告をしていただき、審議及び採決を行います。

総務建設産業常任委員会委員長 山田儀雄君。

**総務建設産業常任委員会委員長（山田儀雄君）**

それでは報告をさせていただきます。

今日配付されましたピンク色の審査報告書の一つめくっていただきまして、審査報告書のほうを朗読させていただきます。

御嵩町議会議長 高山由行様。総務建設産業常任委員会委員長 山田儀雄。

請願審査報告書。

令和2年12月4日に開催された御嵩町議会第4回定例会本会議において、当委員会に付託された請願について、御嵩町議会会議規則第94条第1項の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

記。審査実施日、令和2年12月9日。

審査事件名、請願第1号 洞自治会 可児市兼山字古城山地内他20ヘクタール余の広大な太陽光発電開発事業計画に反対する請願書、請願第2号 山田自治会 可児市兼山字古城山地内他20ヘクタール余の広大な太陽光発電開発事業計画に反対する請願書。

出席を求めた紹介議員、伏屋光幸議員、奥村悟議員、福井俊雄議員。

主な質疑等、紹介議員から当該請願の願意の確認を行った。

主な討論及び意思表明、請願者の当該計画に対する反対の意向を確認し、当委員会もその思いを酌み取った。しかし、願意からは御嵩町議会が主体となり取るべき対応についての具体的な事項が伺えないことから、趣旨採択が相当という意見が多数の委員から発せられた。

5. 審査の結果、請願第1号 洞自治会 可児市兼山字古城山地内他20ヘクタール余の広大な太陽光発電開発事業計画に反対する請願書、請願第2号 山田自治会 可児市兼山字古城山地内他20ヘクタール余の広大な太陽光発電開発事業計画に反対する請願書。請願第1号及び請願第2号については、全員の賛成により趣旨採択すべきものと決定した。

以上でございます。

**議長（高山由行君）**

委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

---

**議長（高山由行君）**

請願第1号 洞自治会 可児市兼山字古城山地内他20ヘクタール余の広大な太陽光発電開発事業計画に反対する請願書、請願第2号 山田自治会 可児市兼山字古城山地内他20ヘクタール余の広大な太陽光発電開発事業計画に反対する請願書を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

## 12番（谷口鈴男君）

総務建設産業常任委員会の協議を経て、趣旨採択という結果が今報告されました。

この報告書によりますと、反対、いわゆるその途中から、「しかし」の後、「願意からは御嵩町議会が主体となり取るべき対応についての具体的な事項が伺えない」、これは請願の趣旨が明らかでないということです。明らかでないにもかかわらず、趣旨採択が相当という結果を導き出しておられますけれども、いわゆる住民からの請願というのは、やはりきちっとした請願の趣旨が明確であって、その趣旨についての可否を判断するのが議会の在り方であります。この辺の結論の導き方というのは極めて安易ではないかと、なぜこのような結論に至ったのか、その理由をまず説明していただきたい。

これは事前に私どもも請願書というのは頂いております。もともとは、今回の請願の発端というのは、令和2年9月の定例議会で伏屋議員の質問に対して、町長がこういう発言をされております。伏屋議員はもう行動を取っておみえですが、地元の方だけでなく、町内全域に議員がおられるわけですから、今度は議会にも請願等も出してもらおうような、そんな働きかけをされる方がいいんじゃないでしょうかとっております。実は、町長はこういう発言をされました。

その結果として、多分こういう請願の形になってきたのだらうとは思いますが、これは大事なのは、まず今回問題になっておる地理的条件、それから御嵩町の事務に関する事項に該当しておるかどうかと。この辺のところからの精査をきちっとした上での請願という形を取っていただければ、議会としては十分に審議に値するものであるというふうに私も思っております。その辺のところ、先般委員会に傍聴させていただきましたけれども、紹介議員となられた3名の方からも、この明確な請願趣旨の意思表示というものは確認できない状況の中で、趣旨採択という選択をされた、一番のその理由は何だったのか。その辺のところを、まず説明をしていただきたい。

## 議長（高山由行君）

総務建設産業常任委員会委員長 山田儀雄君。

## 総務建設産業常任委員会委員長（山田儀雄君）

それでは、ただいま谷口議員のほうから質問がございましたけれども、趣旨採択に至った経過ということで、この件につきましては、請願が提出後、確かに議会運営委員会でも協議しましたし、いろんな形で協議して勉強会も開いてまいりました。そうした中で昨日に至ったわけで、ここにいる全員が、委員会だけではなくて傍聴されておりましたので、その辺の経過は御存じかと思えます。

今回、確かに3人の方の御意見を伺って、願意はどこにあると、要するに御嵩町には権限がない部分がありまして、どうしようというような話であったわけなんです、そうした中で委員会の委員の方々から、不採択というよりも願意は酌み取ったという部分で、趣旨採択という意見が出てまいりました。そうした中で、本来は採択か不採択かという部分になりますけれども、意は酌み取ったということで、ここの5番になりますかね、主な討論及び意思表示という部分で、請願の願意からは御嵩町議会が主体となり取るべき対応についての具体的な事項がという部分が権限外という部分でありますけれども、趣旨採択に相当するのではないかという意見が多かったために、こうした結果になりました。以上でございます。

#### 議長（高山由行君）

よろしいか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

#### 12番（谷口鈴男君）

今回の請願については、非常に苦しい選択を実は議会としても迫られております。私もこの請願を拝見させていただいた時点で、請願として議会事務局を通じて御嵩町議会に出されるものについては、これは拒否する権限はありません。どんな請願であれ、取りあえず受理をします。しかし、そこには紹介議員もおります。紹介議員というのは、その請願の趣旨をきちっと理解して、それを議会に対して、責任を持って、いわゆる請願者と同一レベルで議会に対して説明責任を負う。そのぐらいの重い責任が実はあります。

令和2年9月定例会で町長が示された意向というのは、これは私なりに理解しておりますけれども、これは議会が住民側からこういうような意向を受けて、議会が取り得る手段として、所轄の可児市であるとか、許可権者である岐阜県であるとか、そういうところに意見書が出せるような形のシステムというのが、これなら取れますよと。だからそういうことを、やはり住民啓蒙と住民指導の中で、そういう形態を取っていただくのが本来の町長が言われるような議会と住民とが共同行動が取れると、私はそういうふうに理解しております。

したがって、今回この請願を出される段階で、願意が明確でない場合には、紹介議員がそのところをきちっと指摘をして、議会としてどうすべきかということを確認に書いたものに変更して、そして紹介議員としてこの請願書を出されるのが本来のスタイルではなかったのかというふうに、非常に残念に実は思っております。

しかし、先ほど委員長が言われたように、いわゆるその請願書の中身というのは、あの城山公園の下に広大な用地を、大規模な太陽光発電の設置というのがあの地域に及ぼす影響が極めて大きい、だから地域の方々にとっては地域環境、そして生活圏の侵害、そういうものを含め

て、これはぜひとも御嵩町議会としても私どもの意を酌んでほしいと、私どもは反対ですと、そういう形で来られておりますので、今回委員長が言われた一番最初の、請願者の当該計画に対する反対の意向を確認しと、ここを重点的に委員会が判断されたかなあというふうには思っておりますが、先ほどの委員長の説明では、若干、直接趣旨採択ということの理由というのは明確ではありません。しかし、一番前段の、頭出しの部分を理解という形でやるなら、これはまあ致し方ないかなと思いますが、これから議会としては、請願を受理する場合、やはりその辺のところを紹介議員の立場も含めて、きちっとした対応ができるような議会としての体制というのをつくっていく必要があるということだけ一言言って、この件についての質問は終わります。

**議長（高山由行君）**

山田委員長。

**総務建設産業常任委員会委員長（山田儀雄君）**

ただいま谷口さんがおっしゃいましたことは、そのとおりだと思います。今回、10月からこちら2か月間、かなり勉強してきましたので、我々もその辺のところを、おっしゃったようなことを糧に、今後は紹介議員になるなり、陳情書を出すときにはきちっと対応していきたい、こんなふうに思います。

**議長（高山由行君）**

そのほか質疑ありますか。

[挙手する者あり]

5番 安藤信治君。

**5番（安藤信治君）**

私も委員長に1点だけ質問をしたいと思います。

この文面の中に、今、具体的な事項がうかがえないからという文言が入っております。この点について、今議会で発議された発議第2号、3号、これも同じような、請願とは言いませんが、これについては、議会に関係する省庁のほうへ意見書を出してくれというようなことが書いてありましたので、議会もそれに倣ってやろうというようなことになっております。私もこの太陽光発電に反対する請願を見させていただきますと、我々、先ほど谷口議員が言われたように、私たちの思いを酌んでくれというような文面で終わっております。これの解釈なんですが、具体的な事項というのは、要するに前の発議のときと同じように、そういった意見書を出してくれとかどうしてくれというようなことが書いていないからということなのではないでしょうか。その辺をちょっと委員長に確認したいと思います。

**議長（高山由行君）**

総務建設産業常任委員会委員長 山田儀雄君。

総務建設産業常任委員会委員長（山田儀雄君）

安藤議員が今おっしゃいましたように、例えば今回の場合だと、許可権者であるほうの県とか、そういった形のほうへ、採択した後に働きかけをかけるという部分が今回は全然なかったと、こういうことで御理解いただきたい。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

5番 安藤信治君。

5番（安藤信治君）

そういうことならよろしいですが、逆にそういうことが書いていなかった場合に、議会のほうとして、そういった請願を受ければ動ける行動範囲というのは、この件に関しては許可権者でも何でもありませんから、意見書を出すとか、決議書を決議するとか、そういった方法論しかないと思いますが、この文面から付度してそういった行動に移すという選択肢はないものでしょうか。

議長（高山由行君）

総務建設産業常任委員会委員長 山田儀雄君。

総務建設産業常任委員会委員長（山田儀雄君）

請願そのものを修正だとかすることは全くできません。付度すべきものでもないと思います。よろしくお願いします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 安藤信治君。

5番（安藤信治君）

委員会報告にあります趣旨採択に、私、この請願については採択すべきであるというふうな考えを持っております。ですから、この趣旨採択なるものがいかようなものか、ちょっと理解に苦しんでおるわけですが、この趣旨採択に反対する立場で討論をさせていただきます。









## 議長（高山由行君）

奥村議員、賛成討論を許しますが、趣旨採択に賛成という立場で、その理由をしっかりと述べて、自己の意見をいろいろと述べることはできる限り差し控えていただきたいと思います。委員の一人として、紹介者の一人として、その立場を忘れないようによろしくお願いします。以上です。

## 3番（奥村 悟君）

これは言っておきたいので、言わせてください。最後に言いますので、冒頭から少し長くなりますが、お願いします。

この請願第1号、第2号については、私は総務建設産業常任委員会で審議した結果、趣旨採択に賛成した立場から討論させていただきます。

この請願につきましては、先般、洞・山田自治会の代表者の方が紹介議員になってもらいたいと来られたので、快く承諾いたしました。その動機は、私も山田自治会の住人であり、山1つ離れた隣の洞自治会も、同じ伏見地区の親しい関係でもあります。今回、可児市兼山と御嵩町伏見、洞・山田地区にまたがる約20ヘクタール余りの山林を伐採し、2つの発電事業者が太陽光発電事業を計画していることに私自身も大変心を痛めています。両自治会の住民の心情を推しはかると、私個人としてもこの事業計画に反対の立場を貫き通さねばならないと思っているからでありました。

事の発端は、高度経済成長期に持ち上がった大規模な住宅団地開発構想が頓挫し、それまで所有していた事業者が土地を転売し、この広大な山林などの土地を発電事業者が所有していたことが今現在となっているからであります。これだけの規模の太陽光発電所が設置されれば、山田地域の自然を破壊するだけにとどまらず、水害や河川の水質悪化の影響は、農業用水としても利用する下流域の山田川、さらに可児川流域まで広範囲に及びます。また、その予定地が洞地区の住宅地に近接し、反射光や騒音により悪影響を及ぼします。

さらに例を挙げるならば、平成30年6月から7月にかけて発生した西日本豪雨では、太陽光発電パネルの崩落とともに土砂が流出しております。また、兵庫県の山陽新幹線の線路近くの傾斜地に設置された太陽光発電が崩落し、新幹線が一時運休になりました。こういったことから、急峻な山林を削って傾斜地に設置された太陽光発電は、大雨により地盤が流れ出ることによる崩落の危険性が高いと言わざるを得ません。また、森林伐採による地形の変化による河川や動植物、生態系への影響もあると指摘されています。

請願にもあるように、山田地域や洞地域は恵まれた自然環境の中で、この豊かな環境や周辺の田畑を守りつつ生き抜いてきました。この先、壮大な太陽光発電のパネルを設置したときに、20年間もの間、地域と共生できるものなのか、疑問しかありません。この太陽光発電事業は、

多くの自然環境破壊を引き起こし、農産物や御嵩町そのものの印象まで一変させる危険性があります。事業着手後の撤退などに至った場合、御嵩町の財政基盤そのものを揺るがしかねない深刻なダメージになるおそれもあります。

これらの理由でこの請願に賛成し、採択をお願いするものですが、今話がありましたように、内容や趣旨に妥当でないところもありますが、苦渋の選択と言わせてもらうこともあります。今後、実現性のある意見書などを請願者と一緒に検討することも踏まえて、趣旨については十分に理解できるということで、この請願に賛成し、趣旨採択にすべきということで発言をさせていただきます。以上です。

**議長（高山由行君）**

ほかに討論ございますか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

**12番（谷口鈴男君）**

討論ではございませんが、先ほどの議員の発言の中に、個人名、いわゆる個人を名指した不適当な文言が二、三か所表示されておると思いますが、これについての、できれば議事録からの削除をお願いしたいというふうに思いますが、これはお願いですが、一度検討してください。

**議長（高山由行君）**

少し確認のために暫時休憩します。

午前10時47分 休憩

---

午前10時50分 再開

**議長（高山由行君）**

休憩を解いて再開します。

ただいまの12番 谷口鈴男君の意見について、議長としての見解を申し述べます。

ただいま谷口議員から、先ほどの安藤議員の討論の中に個人名が入って不適切ではないかという御指摘がありました。今、安藤議員とお話ししまして、私とこの後、ちょっと字句を精査しまして、不適切があれば訂正してもよろしいということの意見がありましたので、そこら辺を精査して、悪いと思われるところは削除したいと思います。

それでよろしいか。

[挙手する者あり]

3番 奥村悟君。

### 3 番（奥村 悟君）

訂正するときには、私も入れていただけるわけですか、議長と一緒に、安藤議員と。

### 議長（高山由行君）

その希望があれば、当然一緒にやります。

ほかに討論ございますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより請願第 1 号、洞自治会及び請願第 2 号 山田自治会 可児市兼山字古城山地内他 20 ヘクタール余の広大なる太陽光発電開発事業計画に反対する請願書の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択すべきものです。

本請願を趣旨採択すべきものに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、請願第 1 号及び請願第 2 号は趣旨採択すべきものと決定しました。

---

### 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

### 議長（高山由行君）

日程第 4、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

### 議長（高山由行君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

### 町長（渡邊公夫君）

ただいまは、上程させていただきました議案全て議了していただきましたことを心からお礼

を申し上げます。ありがとうございました。

私も議員のOBですので少し言っておきますと、私たちが町民の一人として 70 人ほどの経営者、後継者のメンバーでつくったのがMM21 であります。今定例会で、一般質問の中で岡本議員が産廃では反省することがあるとおっしゃっていましたが、私は反省することは何一つないと思っております。議会に最終手段で請願を出しました。自分たちが選挙のときにお手伝いした議員さん 15 人の署名をいただきました。18 人の定員中 15 人です。反対請願です。結果的にそれを趣旨採択ということにされました。趣旨ってどういう意味ですかとお聞きしました。おまえらの言うことは分かったと言うことやという返事が返ってきました。70 人のメンバーは、次の選挙であいつら全部落としてやろうと、そう決心しました。逃げたんです。何とでも言えるように逃げたんです。その前に、じゃあ町長を替えてやろう。それが柳川さんの擁立になりました。私は議員になりたいと思っていたわけではありませんけれど、最後の最後に出ざるを得ないという状況になって、自分も出ました。18 人中 12 人が新人でありました。その新人が中心になって産廃問題に対して取り組んできた。怖いですよ。腰が引けますよ。だけど、給料をもらっているんですよ、議員も。そのために、考えるために給料をもらっているんです。何もやらなかったら、一体 1 時間当たりの時間給幾らもらっているんですか。そういうことになってしまう。

ぜひ、玉虫色の言葉を使った以上は、ここからの行動が、皆さんが本気で危険だと思っているのか、どうであるのか、明確にしていく行動を起こしていただきたい。それが私が今、県や可児市へ文書のやり取りをしている中にも影響が出てくるのは当然のことです。議会として、きちんとした対応をしていっていただきたいと私は思っております。

もう一点、実はがっかりしています、自分自身に。というのは、亜炭鉱についての質問が出ました。御嵩町政を担っていくという心意気で出た 30 代がこの程度しか知らないのかと、愕然として聞き入っていました。自分の子供にももうちょっと言っておかなきゃいけないなど、今やっている事業の価値すら多分分かっていないだろうな、それを自分が伝え切れていないということが本当にショックでした。残念でした。がっかりしました。そういう意味では、これからいわゆる情報のインプットがどういうアウトプットをしたらされていくのか、我々の大きなテーマをやはり抱えているなどということを思っていますので、しっかりとした情報の発信をして、何か興味を持ってもらえるような発信の仕方の工夫もしていこうと、そのように思っております。

コロナウイルスの感染拡大が異常なスピードで広がっています。ぜひ、議員の皆さんには御自愛いただきまして、この冬を乗り切っていただきたいと思ひますし、よりよい、行動は慎みながらの年末年始だと思ひますので、ぜひその点も気をつけていただいて、この冬を乗り切っ

ていただきたいと思っております。

正月早々から知事選挙が始まります。来年度からの、今年の補正予算で予算も計上していただいているようでありますので、亜炭鉱廃坑の見通しも継続してできていくという、ちょっと安堵はしておりますけれど、まだ議会に示されただけというか、内閣での承認を得たという予算ですので、これから本議会のほうで審議をされていくという補正予算になるかと思っておりますけれど、取りあえず数字を出していただけたということで安堵しております。そういう意味では、皆さんにとってもよい年が来ることを御祈念申し上げまして、12月定例会の閉会のお礼の言葉とさせていただきます。御苦労さまでございました。

---

### 閉会の宣告

議長（高山由行君）

これをもちまして令和2年御嵩町議会第4回定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

午前11時00分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長            高 山 由 行

署 名 議 員            清 水 亮 太

署 名 議 員            福 井 俊 雄